

令和5年11月2日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

ガストーチに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うちガストーチ1件、石油ストーブ（密閉式）1件） | 2件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故
（うち液晶ディスプレイモニター1件、電気給湯機（ヒートポンプ式）1件、電気カーペット1件、エアコン1件、電気温風機1件） | 5件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故
（うちエアゾール缶（殺虫剤）1件、照明器具1件、電動空気入れ（多機能付）1件、ウォーターサーバー1件、電気洗濯機1件、タブレット端末1件、電動アシスト自転車1件） | 7件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A202200647、A202200756、A202200766、A202200789、A202200802を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

株式会社イーラーが輸入したガストーチについて

(管理番号：A202300656)

①事故事象について

株式会社イーラー（法人番号：5110001010692）が輸入したガストーチを使用中、当該製品を溶融し、周辺を汚損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（廃棄依頼・返金）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、リングが使用により劣化しガス漏れが起こるおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2022年（令和4年）7月25日にウェブサイトへ情報掲載、購入者へのダイレクトメールの送付を行い、廃棄依頼及び返金を実施しています。

なお、今般報告のあった当該製品（管理番号：A202300656）の事故の原因が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：商品名、JANコード、販売期間、対象台数

商品名	JANコード	販売期間	対象台数
mitas ガストーチバーナー	ER-THBR : JAN4580463472713	2016年7月 ～ 2019年6月	6,158
	ER-GSTH : JAN4550010023552	2019年6月21日 ～ 2022年7月13日	23,887

2022年（令和4年）7月25日からリコール（廃棄依頼・返金）を実施
回収率：27.1%（2023年7月13日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2016年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2023年度	0	—	2019年度	1	火災
2022年度	6	火災	2018年度	0	—
2021年度	2	火災	2017年度	0	—
2020年度	0	—	2016年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202300656）は含まない。

<対象製品の外観>



ER-THBR



ER-GSTH

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社イーラリー

電話番号：025(383)8606

メールアドレス：recall@erally.co.jp

受付時間：9時～17時（メールは9時～15時）

（土・日・祝日・事業者休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.erally.co.jp/info/170/>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：石田、首藤、庄田

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：伊藤、佐々木

電話：03(3501)1511（内線）4311

FAX：03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300656	令和5年9月24日	令和5年10月30日	ガストーチ	ER-GSTH	株式会社イーラー (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を溶融し、周辺を汚損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	大阪府	令和5年10月13日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年10月23日 令和4年7月25日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:27.1%
A202300659	令和5年10月7日	令和5年10月31日	石油ストーブ(密閉式)	FF-402MS-W	サンデン株式会社	火災	異音が生じたため確認すると、当該製品及び建物を全焼する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	北海道	製造から20年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200647	令和4年8月31日	令和4年11月24日	液晶ディスプレイモニター	ILD-A23FHD-B	アイリスオーヤマ株式会社 (輸入事業者)	火災	事務所で当該製品のACアダプターを溶融する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、ACアダプター内部の栓釘と金属端子の接続にカンメ不良があったため、接触不良が生じて異常発熱し、周囲の樹脂が溶融したものと推定される。	神奈川県	令和4年11月29日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202200756	令和4年12月13日	令和4年12月23日	電気給湯機(ヒートポンプ式)	SRT-HPU45A1	三菱電機株式会社	火災	異臭が生じたため確認すると、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。調査の結果、当該製品は、コントロール基板付近で異常発熱して出火したものと推定されるが、コントロール基板上の部品からの発火を想定した試験において焼損状態が再現しなかったことから、異常発熱した原因の特定には至らなかった。	滋賀県	令和4年12月27日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202200766	令和4年12月20日	令和4年12月27日	電気カーペット	EJ200	ダイキン工業株式会社	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、長期使用(30年以上)によりヒーター部の発熱体が劣化し抵抗が増加したため、発熱体の一部が異常発熱し周囲を焼損したものと推定される。	北海道	令和5年1月6日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200789	令和4年12月14日	令和5年1月5日	エアコン	AN90TRP-W	ダイキン工業株式会社	火災	当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、ファンモーター制御用ICが短絡故障したため、過電流が流れて電流検出用等の抵抗が焼損したものと推定される。なお、当該製品は電流ヒューズが切れて、動作不能となっていた。	滋賀県	令和5年1月11日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202200802	令和4年12月15日	令和5年1月11日	電気温風機	NBC007BK	有限会社ウェイウェイ貿易 (輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、電源コード若しくは内部配線が、中継端子の接続部で接触不良が生じ、異常発熱により出火した可能性が考えられるが、中継端子の焼損が著しく、事故原因の特定には至らなかった。	京都府	令和5年1月13日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300654	令和5年7月14日	令和5年10月30日	エアゾール缶(殺虫剤)	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品を使用し、数日後、体調を崩したため救急搬送され、負傷が確認された。当該製品との因果関係を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年10月20日
A202300655	令和5年10月19日	令和5年10月30日	照明器具	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	製造から35年以上経過した製品
A202300657	令和5年8月26日	令和5年10月30日	電動空気入れ(多機能付)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	令和5年9月22日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年10月25日
A202300658	令和5年9月10日	令和5年10月31日	ウォーターサーバー	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年9月11日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意
A202300660	令和5年9月25日	令和5年10月31日	電気洗濯機	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の設置状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から10年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年10月20日
A202300661	令和5年9月20日	令和5年10月31日	タブレット端末	火災	事務所で当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年10月19日
A202300662	令和5年10月21日	令和5年10月31日	電動アシスト自転車	火災	駅の駐輪場で当該製品のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

液晶ディスプレイモニター（管理番号：A202200647）



電気給湯機（ヒートポンプ式）（管理番号：A202200756）



電気カーペット（管理番号：A202200766）



エアコン（管理番号：A202200789）



電気温風機（管理番号：A202200802）

